

第6章 事業関係

○観光写真の貸出に関する規程

（制 定 平成10年5月15日 要綱第1号）

改正 平成13年 3月21日 要綱第1号

平成14年 3月 7日 要綱第1号

平成19年 3月30日 要綱第4号

（目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）が所有する観光写真の著作権について、適切な保存と管理を行うため、その使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程における観光写真とは、協会がさいたま市のPRを図るために収集した写真素材（ポジ写真、紙焼き写真、各種データファイル）をいう。

（著作権使用の条件等）

第3条 観光写真の著作権使用にともなう条件等は次の各号のとおりとする

- (1) 観光写真は印刷物及びホームページに使用する目的で、その著作権使用を許諾するものであり、1回の許諾につき1回のみを使用に限る
- (2) 協会に無断で転載、複製、販売、貸与することは出来ない
- (3) 観光写真被写体である人物、物品、建造物、場所等に関する肖像権、商標権、利用権は含まれていないため、これらの取得については、著作権使用者が行うものとする
- (4) 掲載写真に（c）STIBを記載する

（申請手続）

第4条 観光写真の著作権使用を希望するものは、団体名・代表者又は連絡担当者の氏名・住所・連絡先・使用目的・その他協会が必要と認める要件を提出し、承認を受けなければならない。

（借受け期間）

第5条 観光写真のうちデータ素材を除くものは、1ヶ月以内に返還しなければ

第6章 事業関係（観光写真の貸出に関する規程）

ばならない。借受け期間を延長する時は、事前に承認を得なければならない。

（使用料等）

第6条 著作権使用料等は次の各号の区分により、協会が指定する指定口座へ振り込むものとする。

- (1) 著作権使用料 1回（3点以内）につき、3,000円とし、4点以上の場合は、1点増すごとに500円を割増する
- (2) 延滞料 前条後段による借受け期間延長の承認を得ないで返還を遅延した場合は、返却予定日の翌日から返却した日までの日数に応じて、1点1日100円
- (3) 賠償金 データ素材を除く観光写真を理由のいかんを問わず紛失・損傷した場合は、1点につき30,000円。ただし紙焼き写真の場合は減額することができる

（貸出拒否）

第7条 次の各号の一に該当する場合は、貸出を拒むことができる。

- (1) 使用目的が公序良俗に反すると認められるとき
- (2) 第3条の各号の一に違反したことがあるものから申請があったとき
- (3) 紛失・損傷したことがあるものから申請があったとき

（使用料等の免除）

第8条 次の各号の一に該当する場合は、第4条に定める著作権使用料及び延滞料を免除することが出来る。

- (1) 協会の会員
- (2) 観光宣伝等に使用、又は有効であると認められる場合
- (3) 会長が特別な理由があると認める場合

附 則

この規程は、平成10年5月15日から施行する。

附 則（平成13年3月21日要綱第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月7日要綱第1号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日要綱第4号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。